

**鳥取県告示第 826 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年9月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉停車場線	変更前	倉吉市上井字源平田355-4地先から同市上井字長瀬205地先まで	7.0~22.0	549.0
	変更後	倉吉市上井字毘沙田288-1地先から同市上井字長瀬205地先まで	11.0~22.0	538.0